

剰余金の配当に関する基準日設定公告

平成 27 年 12 月 11 日

株主各位

東京都千代田区六番町 2 番地
日本アジアグループ株式会社
代表取締役会長兼社長 山下 哲生

当社は、平成 28 年 2 月下旬に開催予定の臨時株主総会において剰余金の配当を目的事項の一つとすることとしております。

つきましては、この剰余金の配当の基準日を平成 27 年 12 月 31 日（木曜日）と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、当該剰余金の配当を受けることができる権利者と定めましたので公告いたします。

以 上